

## 審查基準（公表用）

様式第3号

### 所管部（局）・課

## 農業經營課

| 法令名  | 農地中間管理事業の推進に関する法律   | 法令番号                             | 平成 25 年法律第 101 号     |
|------|---|----------------------------------|----------------------|
| 手続名  | 農用地利用集積等促進計画の認可   | 根拠条項                             | 第 18 条               |
|      | <p>○ 農地中間管理機構は、農地中間管理事業（第二条第三項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る。）の実施により、農地中間管理権若しくは經營受託権の設定若しくは移転（次項第一号において「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは經營受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は經營受託権を取得する場合には、この限りでない。</p> <p>○ 農用地利用集積等促進計画においては、当該農用地利用集積等促進計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。</p> <p>一 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項</p> <p>イ 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者の氏名又は名称及び住所</p> <p>ロ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>ハ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては賃貸並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が經營受託権である場合にあっては農業の經營の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法</p> <p>ニ 農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価及びその支払の方法</p> <p>ホ その他農林水産省令で定める事項</p> <p>二 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項</p> <p>イ 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所</p> <p>ロ イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第五項第二号において同じ。）、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の政令で定める者を除く。同項第三号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>ハ ロに規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利若しくは經營受託権の設定又は農作業の委託を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所</p> <p>ニ イに規定する者が賃借権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては賃貸及びその支払の方法、当該権利が經營受託権である場合にあっては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法</p> <p>ホ イに規定する者が農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに對価並びにその支払の相手方及び方法</p> <p>ヘ イに規定する者が第二十一条第二項各号のいずれかに該当する場合に賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をする旨の条件</p> <p>ト その他農林水産省令で定める事項</p> <p>○ 農用地利用集積等促進計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること。</p> <p>二 第二項第二号イに規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全て（農地所有適格法人及び次号に規定する者にあっては、イに掲げる要件）を備えることとなること。ただし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りでない。</p> <p>イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>三 第二項第二号イに規定する者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。</p> <p>イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>四 第二項第一号ロに規定する土地ごとに、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て（当該土地が農作業の委託を受ける土地である場合には、農作業の委託を行う者に限る。）の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権、使用貸借による権利又は經營受託権（その存続期間が四十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られない場合は足りる。</p> <p>五 第二項第二号ロに規定する土地ごとに、同号イに規定する者（同号ハに規定する者がある場合には、その者及び同号イに規定する者）の同意が得られていること。</p> <p>六 第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備えること。</p> <p>イ 農用地であって、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するもの（同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。）</p> <p>ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十九号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の土地であって、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。）（同条第四項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。）</p> <p>○ 都道府県知事は、第一項の認可をしようとする場合において、その申請に係る農用地利用集積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農用地利用集積等促進計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。ただし、農地中間管理機構が、第三項の規定による市町村の意見の聴取において、あわせて、次の各号に掲げる土地のいずれかに該当する第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地がそれぞれ前項第六号イ又はロに定める要件に該当することについて意見を聴き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。</p> <p>一 前項第六号イに掲げる土地（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長</p> <p>二 前項第六号ロに掲げる土地（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長</p> |                                  |                      |
| 審査基準 | <p>受付機関 農業経営課</p> <p>処理機関 農業経営課</p> <p>交付機関 農業経営課</p> <p>農業経営課</p>  | <p>標準処理期間 3 週間</p> <p>標準経由期間</p> | <p>目次</p> <p>No.</p> |